



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

- ▽神戸市市税条例等の一部を改正する条例
 [行財政局税務部税制企画課] 1998
- ▽神戸市職員の育児休業等に関する条例
 [行財政局組織制度課] 2023

規 則

- ▽神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則
 [福祉局国保年金医療課] 2033
- ▽神戸市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則 [行財政局組織制度課] 2034

告 示

- ▽生活保護法等による指定医療機関の指定
 [福祉局保護課] 2042
- ▽生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更
 [福祉局保護課] 2042
- ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止
 [福祉局保護課] 2043
- ▽生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更
 [福祉局保護課] 2043
- ▽生活保護法等による施術者の指定
 [福祉局保護課] 2044
- ▽神戸市営住宅等の駐車場に係る利用料金の承認
 [建築住宅局住宅管理課] 2045
- ▽地方自治法第9条の5による土地の確認
 [行財政局住民課] 2045
- ▽地方自治法第260条による町名設定および町の区域の変更(兵庫区中之島1丁目)
 [行財政局住民課] 2045
- ▽住居表示に関する法律による住居表示の実施(兵庫区中之島1丁目)[行財政局住民課] 2049
- ▽街区の区域変更(兵庫区中之島1丁目)
 [行財政局住民課] 2051
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始(市道 兵庫南50号線)
 [建設局道路管理課] 2053

- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始(市道 住吉村合併13号線ほか)
 [建設局道路管理課] 2053

公 告

- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結(神戸市学校給食費収納管理システムに係る開発及び保守運用業務 一式)
 [教育委員会事務局学校支援部健康教育課] 2054
- ▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更
 [経済観光局農政計画課] 2058
- ▽開発行為に関する工事の完了(西区美賀多台1丁目) [都市局都市計画課] 2059
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ハウジング・デザイン・センター神戸)
 [経済観光局経済政策課] 2059
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(須磨パティオ)
 [経済観光局経済政策課] 2061

水 道 局

- ▽神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画課] 2064
- ▽管理職手当の支給に関する規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画課] 2067
- ▽神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程等の一部を改正する規程
 [水道局経営企画課] 2068
- ▽神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程
 [水道局経営企画課] 2075

人 事 委 員 会

- ▽神戸市職員採用試験(選考)案内
 [人事委員会事務局任用課] 2081

監 査 委 員

- ▽監査公表 [監査事務局第1課] 2082

<div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 条 例 </div>

神戸市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第6号

神戸市市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(地方団体の掲示場)</p> <p>第12条 法第20条の2第2項に規定する地方団体の掲示場は、市役所又は市長が指定する<u>本市の事務の用に供する事務所</u>の掲示場とする。</p> <p style="text-align: center;">(固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>第36条の3 [略]</p> <p>2 法附則第15条第2項第1号及び第5号に規定する条例で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、</p>	<p style="text-align: center;">(地方団体の掲示場)</p> <p>第12条 法第20条の2第2項に規定する地方団体の掲示場は、市役所又は市長が指定する<u>区役所</u>の掲示場とする。</p> <p style="text-align: center;">(固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>第36条の3 [略]</p> <p>2 法附則第15条第2項第1号及び第5号に規定する条例で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、</p>

当該各号に定める割合とする。

(1) [略]

(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 5分の4

3～11 [略]

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第4条 [略]

2～4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第25条第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第4条第3項に規定する通算後譲渡損失」と、「3月15日までに同項の申告書」とあるのは「3月15日までに、第1項の申告書又は総務省令に規定するところによつて同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に規定する事項を記載した申告書」とする。

(3) [略]

当該各号に定める割合とする。

(1) [略]

(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 4分の3

3～11 [略]

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第4条 [略]

2～4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第25条第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第4条第3項に規定する通算後譲渡損失」と、「3月15日までに第1項の申告書」とあるのは「3月15日までに、第1項の申告書又は総務省令に規定するところによつて同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に規定する事項を記載した申告書」とする。

(3) [略]

6、7 [略]

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第4条の2 [略]

2～4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第25条第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第4条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「3月15日までに同項の申告書」とあるのは「3月15日までに、第1項の申告書又は総務省令の定めるところによつて同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した申告書」とする。

(3) [略]

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第16条の3 [略]

2～7 [略]

8 第25条第5項の規定は、同条第1

6、7 [略]

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第4条の2 [略]

2～4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第25条第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第4条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「3月15日までに第1項の申告書」とあるのは「3月15日までに、第1項の申告書又は総務省令の定めるところによつて同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した申告書」とする。

(3) [略]

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第16条の3 [略]

2～7 [略]

8 第25条第5項の規定は、同条第1

項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第5項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第16条の3第6項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「3月15日までに同項の」とあるのは「3月15日までに、総務省令に規定するところによつて、同条第5項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に規定する事項を記載した」と読み替えるものとする。

9 [略]

項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第5項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第16条の3第6項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「3月15日までに第1項の」とあるのは「3月15日までに、総務省令に規定するところによつて、同条第5項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に規定する事項を記載した」と読み替えるものとする。

9 [略]

第2条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p>(更正の請求)</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る改正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細、<u>当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべき法の規定による還付金の額に相当する税額</u>その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(更正の請求)</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る<u>更正前の課税標準等又は税額等、当該改正後の課税標準等又は税額等</u>、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p>

第3条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第25条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)</u>の自己と生計を一にする配偶者(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第25条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>

(3)、(4) [略]

2～5 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第294条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所

(2)、(3) [略]

2～5 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第25条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第294条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 特定配偶者の氏名

(3)、(4) [略]

2～5 [略]

附 則

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第15条の2 [略]

2 [略]

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲

(1) [略]

(2)、(3) [略]

2～5 [略]

附 則

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第15条の2 [略]

2 [略]

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当

渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第24条 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2第5項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5

該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第24条 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2第5項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5

	19項まで若しくは第41条の2	項まで若しくは第10項から第19項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
[略]	[略]	[略]

	17項まで若しくは第41条の2	項まで若しくは第10項から第17項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
[略]	[略]	[略]

2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第4項まで若しくは第6項から第10項までの規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2第7項は適用しない。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第9項までの規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2第7項は適用しない。

[略]	[略]	[略]
附則第 4条の 5の2 に規定 する法 附則第 5条の 4の2 第5項 第1号	[略]	、阪神・淡路大 震災の被災者等 に係る国税関係 法律の臨時特例 に関する法律第 16条第1項から 第3項まで又は 東日本大震災の 被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に関す る法律第13条第 3項若しくは第 4項若しくは第 13条の2第1項 から <u>第4項まで</u> <u>若しくは第6項</u> <u>から第10項まで</u>

3 [略]

[略]	[略]	[略]
附則第 4条の 5の2 に規定 する法 附則第 5条の 4の2 第5項 第1号	[略]	、阪神・淡路大 震災の被災者等 に係る国税関係 法律の臨時特例 に関する法律第 16条第1項から 第3項まで又は 東日本大震災の 被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に関す る法律第13条第 3項若しくは第 4項若しくは第 13条の2第1項 から <u>第9項まで</u>

3 [略]

第4条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第4条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第4条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第4条による改正後	第4条による改正前
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2～12 [略]</p> <p>13 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第25条の2第1項に規定する確定申告書</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2～12 [略]</p> <p>13 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるとき<u>(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第25条第1項の規定による申告書</u></p>

14 [略]

15 前項の規定は、前年分の所得税に係る第25条の2第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(2) 第25条の2第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

14 [略]

15 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでな

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第23条の4 所得割の納税義務者が、第20条第13項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は第20条第15項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第21条(第1項を除く。)、第22条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

い。

(1) 第25条第1項の規定による申告書

(2) 第25条の2第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第23条の4 所得割の納税義務者が、第20条第13項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は第20条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第21条(第1項を除く。)、第22条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額か

2、3 [略]

(個人の市民税の申告等)

第25条 第19条第1項第1号又は第3項に掲げる者は、3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第26条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下で

ら控除するものとする。

2、3 [略]

(個人の市民税の申告等)

第25条 第19条第1項第1号又は第3項に掲げる者は、3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第26条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

あるものに限る。）の第20条の3第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは第20条の3第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第20条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに前年中における合計所得金額（青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額（所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額控除前の合計所得金額）が第19条の2第3項に規定する金額以下の者については、この限りでない。

(1)～(8) [略]

2～8 [略]

に係るものを除く。）若しくは第20条の3第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第20条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに前年中における合計所得金額（青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額（所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額控除前の合計所得金額）が第19条の2第3項に規定する金額以下の者については、この限りでない。

(1)～(8) [略]

2～8 [略]

第25条の2 [略]

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（総務省令で定める事項を除く。）のうち前条第1項各号又は第4項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項（総務省令で定める事項を除く。）は、同条第1項及び第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市民税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。

附 則

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第16条の2の3 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式

第25条の2 [略]

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（総務省令で定める事項を除く。）のうち前条第1項各号又は第4項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、同条第1項及び第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市民税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。

附 則

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第16条の2の3 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式

又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は法附則第35条の2の6第9項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、法附則第35条の2の3第5項から第8項までの規定、前条の規定及び附則第16条の2の5の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

2、3 [略]

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算及び特別徴収等の特例)

第16条の2の4の2 [略]

又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、法附則第35条の2の3第5項から第8項までの規定、前条の規定及び附則第16条の2の5の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

2、3 [略]

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算及び特別徴収等の特例)

第16条の2の4の2 [略]

2 市民税の所得割の納税義務者が第20条第13項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する特定配当等申告書を提出する場合には、当該特定配当等申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等

(上場株式等に係る譲渡損失の損益
通算及び繰越控除)

第16条の2の5 市民税の所得割の納
税義務者の平成29年度分以後の各年
度分の法附則第35条の2の6第9項
に規定する上場株式等に係る譲渡損
失の金額については、同条第8項か
ら第10項までの規定により、当該納
税義務者の法附則第33条の2第5項
に規定する上場株式等に係る配当所
得等の金額を限度として、当該上場
株式等に係る配当所得等の金額の計
算上控除する。

2 市民税の所得割の納税義務者の前
年前3年内の各年に生じた法附則第
35条の2の6第9項に規定する上場
株式等に係る譲渡損失の金額(この
項の規定により前年前において控除
されたものを除く。)については、法
附則第35条の2の6第11項から第
14項までの規定により、当該納税義

に係る租税特別措置法第37条の11の
4第1項に規定する源泉徴収選択口
座において前年中に交付を受けた全
ての源泉徴収選択口座内配当等に
係る所得についての記載を行うもの
とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益
通算及び繰越控除)

第16条の2の5 市民税の所得割の納
税義務者の平成29年度分以後の各年
度分の法附則第35条の2の6第12項
に規定する上場株式等に係る譲渡損
失の金額については、同条第11項か
ら第14項までの規定により、当該納
税義務者の附則第14条の5に規定す
る法附則第33条の2第5項に規定す
る上場株式等に係る配当所得等の金
額を限度として、当該上場株式等に
係る配当所得等の金額の計算上控除
する。

2 市民税の所得割の納税義務者の前
年前3年内の各年に生じた上場株式
等に係る譲渡損失の金額(この項の
規定により前年前において控除され
たものを除く。)については、法
附則第35条の2の6第15項から第20項
までの規定により、当該納税義務者
の法附則第35条の2第6項に規定す

務者の法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

る上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第14条の5に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

第5条 神戸市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年7月条例第19号）附則第4条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第7号に掲げる規定による改正前の神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第5条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第5条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第5条による改正後	第5条による改正前
（更正の請求）	（更正の請求）
第12条の2 [略]	第12条の2 [略]
2 [略]	2 [略]
3 更正の請求をしようとする者は、	3 更正の請求をしようとする者は、

その請求に係る更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべき法の規定による還付金の額に相当する税額その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を市長に提出しなければならない。

4～6 [略]

その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を市長に提出しなければならない。

4～6 [略]

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 神戸市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年9月条例第13号)の一部を次のように改正する。

第25条の2の3の改正規定を次のように改める。

(個人の市民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書)

第25条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第19条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を

(個人の市民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書)

第25条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける法第294条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生

一にする配偶者（退職手当等（第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2～5 [略]

計を一にする配偶者（退職手当等（第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2～5 [略]

（介護保険条例の一部改正）

第7条 神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（公示送達に係る掲示場）</p> <p>第25条 法第143条において準用する地方税法第20条の2第2項に規定する地方団体の掲示場は、市役所（地方自治法第153条第1項の規定により、市長が徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。第30条第4項において同じ。）に関する事務を区長に委任した場合における当該委任を受けた事務に係るものにあつては、当該委任を受けた区長の所管する区の区役所）<u>又は市長が指定する本市の事務の用に供する事務所</u>の掲示場とする。</p>	<p style="text-align: center;">（公示送達に係る掲示場）</p> <p>第25条 法第143条において準用する地方税法第20条の2第2項に規定する地方団体の掲示場は、市役所（地方自治法第153条第1項の規定により、市長が徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。第30条第4項において同じ。）に関する事務を区長に委任した場合における当該委任を受けた事務に係るものにあつては、当該委任を受けた区長の所管する区の区役所）の掲示場とする。</p>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条、第5条、附則第2条及び附則第5条の規定 令和4年12月31日
- (2) 第3条、第6条及び附則第3条の規定 令和5年1月1日

(3) 第4条及び附則第4条の規定 令和6年1月1日

(更正請求書に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の神戸市市税条例の規定は、令和4年12月31日以後に終了する事業年度分の法人の市民税並びに同日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和4年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税（これらの地方税以外の地方税については、同日後にその納税義務又は特別徴収義務が成立する当該地方税）に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市民税並びに同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和4年前の年分の個人の事業及び令和4年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税（これらの地方税以外の地方税については、同日以前にその納税義務又は特別徴収義務が成立した当該地方税）に係る第2条の規定による改正前の神戸市市税条例第12条の2第3項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第3条の規定による改正後の神戸市市税条例（以下「新条例」という。）

第25条の2の2第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき第3条の規定による改正前の神戸市市税条例（以下「旧条例」という。）第25条の2の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第25条の2の3第1項の規定は、2号施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第25条の2の3第1項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第25条の2の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第24条第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和4年

1月1日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は認定住宅等を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は認定住宅を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の神戸市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第5条 第5条の規定による改正後の神戸市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第19号）附則第4条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第7号に掲げる規定による改正前の神戸市市税条例第12条の2第3項の規定は、令和4年12月31日以後に終了する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税に係る第5条の規定による改正前の神戸市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第19号）附則第4条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第7号に掲げる規定による改正前の神戸市市税条例第12条の2第3項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第6条 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された第1条の規定による改正前の神戸市市税条例第36条の3第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

神戸市職員の育児休業等に関する条例をここに公布する。

令和4年9月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第7号

神戸市職員の育児休業等に関する条例

神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員</u></p>

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職及びこれに準ずる職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) [略]

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)
(当該子について当該非常勤職

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職及びこれに準ずる職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) [略]

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子につい

員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

て当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)、(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)、(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子

の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又は

これに相当する場合に該当して
地方等育児休業をする場合に
あっては、当該地方等育児休業の期
間の末日とされた日の翌日以前
の日)を育児休業の期間の初日と
する育児休業をしようとする場
合

イ 当該子について、当該非常勤職
員が当該子の1歳到達日(当該非
常勤職員が前号に掲げる場合に
該当してする育児休業の期間の
末日とされた日が当該子の1歳
到達日後である場合にあっては、
当該末日とされた日)において育
児休業をしている場合又は当該
非常勤職員の配偶者が当該子の
1歳到達日(当該配偶者が同号に
掲げる場合又はこれに相当する
場合に該当してする地方等育児
休業の期間の末日とされた日が
当該子の1歳到達日後である場
合にあっては、当該末日とされた
日)において地方等育児休業をし
ている場合

ウ [略]

エ 当該子について、当該非常勤職
員が当該子の1歳到達日(当該非
常勤職員が前号に掲げる場合に

ア 当該子について、当該非常勤職
員が当該子の1歳到達日(当該非
常勤職員がする育児休業の期間
の末日とされた日が当該子の1
歳到達日後である場合にあって
は、当該末日とされた日)におい
て育児休業をしている場合又は
当該非常勤職員の配偶者が当該
子の1歳到達日(当該配偶者がす
る地方等育児休業の期間の末日
とされた日が当該子の1歳到達
日後である場合にあっては、当該
末日とされた日)において地方等
育児休業をしている場合

イ [略]

該当してする育児休業の期間の
末日とされた日が当該子の1歳
到達日後である場合にあっては、
当該末日とされた日)後の期間に
おいてこの号に掲げる場合に該
当して育児休業をしたことがな
い場合

(育児休業法第2条第1項の条例で
定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項
の条例で定める場合は、1歳6か
月から2歳に達するまでの子を養育す
る非常勤職員が、次の各号に掲げる
場合のいずれにも該当する場合(当
該子についてこの条の規定に該当し
て育児休業をしている場合であって
次条第7号に掲げる事情に該当する
ときは第2号及び第3号に掲げる場
合に該当する場合、任命権者が定め
る特別の事情がある場合にあっては
第3号に掲げる場合に該当する場
合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳
6か月到達日の翌日(当該非常勤

(育児休業法第2条第1項の条例で
定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項
の条例で定める場合は、1歳6か
月から2歳に達するまでの子を養育す
るため、非常勤職員が当該子の1歳
6か月到達日の翌日(当該子の1歳
6か月到達日後の期間においてこの
条の規定に該当してその任期の末日
を育児休業の期間の末日とする育児
休業をしている非常勤職員であっ
て、当該任期が更新され、又は当該
任期の満了後に特定職に引き続き採
用されるものにあつては、当該任期
の末日の翌日又は当該引き続き採用
される日)を育児休業の期間の初日
とする育児休業をしようとする場合
であつて、次の各号のいずれにも該
当するときとする。

職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)、(3) [略]

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) [略]

(1)、(2) [略]

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) [略]

(5) 育児休業（この号の規定に該当

したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画を記載した計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(5)、(6) [略]

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日とする。

(6)、(7) [略]

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条第5号の規定の適用については、なお従前の例による。

規 則

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第32号

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則（令和2年5月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年5月条例第7号）附則第2項に規定する規則で定める日は、 <u>令和4年12月31日</u> とする。	神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年5月条例第7号）附則第2項に規定する規則で定める日は、 <u>令和4年9月30日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第33号

神戸市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市職員の育児休業等に関する規則(平成4年3月規則第134号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(育児休業の承認の請求)	(育児休業の承認の請求)
第2条 育児休業の承認の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書により行うものとする。	第2条 育児休業の承認の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書により行うものとする。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 請求に係る子について既に <u>2回</u> 育児休業をしたことがある場合は、その期間及び条例第3条各号に掲げる特別の事情	(4) 請求に係る子について既に育児休業をしたことがある場合は、その期間及び条例第3条各号に掲げる特別の事情
(5) 非常勤職員が条例第2条の3第	(5) 非常勤職員が条例第2条の3第

2号若しくは第3号に掲げる場合又は条例第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合（請求する育児休業の期間の初日の前日において当該非常勤職員の配偶者が地方等育児休業をしている場合に限る。）にあつては、当該非常勤職員の配偶者の氏名及び当該配偶者がする地方等育児休業の期間

(6) [略]

2 [略]

（1歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合）

第2条の3 条例第2条の3第3号ウの任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第

2号若しくは第3号に掲げる場合又は条例第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合にあつては、当該非常勤職員の配偶者の氏名及び当該配偶者がする地方等育児休業の期間

(6) [略]

2 [略]

（1歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合）

第2条の3 条例第2条の3第3号イの任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第

2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

を含む。)であって、当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ [略]

(1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合)

第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第3号の任命権者が定める場合について準用する。この場合において、前条中「条例第2条の3第3号ウ」とあるのは「条例第2条の4第3号」と、「1歳到達日後」とあるのは「1歳6か月到達日後」と読み替えるものとする。

第3条～第6条 [略]

を含む。)であって、当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ [略]

(1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合)

第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第2号の任命権者が定める場合について準用する。この場合において、前条中「条例第2条の3第3号イ」とあるのは「条例第2条の4第2号」と、「1歳到達日後」とあるのは「1歳6か月到達日後」と読み替えるものとする。

(育児休業に係る計画書の記載事項等)

第3条 条例第3条第5号に規定する計画書には、請求者の育児休業に係る計画を記載しなければならない。

2 育児休業の期間中において育児休業に係る計画に変更があったときは、その旨を任命権者に届け出なければならない。

第4条～第7条 [略]

(育児短時間勤務に係る計画書の記載事項等)

第7条 条例第8条第6号に規定する計画書には、請求者の育児短時間勤務に係る計画を記載しなければならない。

2 育児短時間勤務の期間中において育児短時間勤務に係る計画に変更があったときは、その旨を任命権者に届け出なければならない。

第8条 [略]

(育児短時間勤務の承認の失効等に
伴う届出)

第9条 第4条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

第10条 [略]

(部分休業の承認の失効等に
伴う届出)

第11条 第4条の規定は、部分休業について準用する。

第12条 [略]

(育児短時間勤務に係る計画書の記載事項等)

第8条 第3条の規定は、条例第8条第6号の規定による育児短時間勤務に係る子を養育するための計画の申出について準用する。

第9条 [略]

(育児短時間勤務の承認の失効等に
伴う届出)

第10条 第5条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

第11条 [略]

(部分休業の承認の失効等に
伴う届出)

第12条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

第13条 [略]

(神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則(昭和42年2月規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 基準日に育児休業法第2条第1項の規定により育児休業<u>(次に掲げる育児休業を除く。)</u>をしている職員(会計年度任用職員を除く。以下この項において「育児休業職員」という。)である者のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条に規定する休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、同項の規定により育児休業をしていた期間以外の期間を含む。)がある職員に係る条例第2条第2項に規定する在職期間の算定については、育児休業職員として在職した期間の2分の1の期間を除算する。</p>	<p>(在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 基準日に育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしている職員(会計年度任用職員を除く。以下この項において「育児休業職員」という。)である者<u>(育児休業の承認に係る期間(第5項に規定する育児休業の承認に係る期間をいい、当該期間が2以上あるときは、これらの期間を合算した期間。))</u>が1箇月以下である者を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条に規定する休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、同項の規定により育児休業をしていた期間以外の期間を含む。)がある職員に係る条例第2条第2項に規定する在職期間の算定については、育児休業職員として在職した期</p>

(1) 第5項に規定する育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第71号。以下「育児休業条例」という。）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

(2) 第5項に規定する育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

4 基準日以前6箇月以内の期間において、育児休業法第2条第1項の規定により育児休業（前項第1号及び第2号に掲げる育児休業を除く。）をしている会計年度任用職員に係る条例第2条第2項に規定する在職期間の算定については、当該育児休業

間の2分の1の期間を除算する。

4 基準日以前6箇月以内の期間において、育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしている会計年度任用職員（育児休業の承認に係る期間（次項に規定する育児休業の承認に係る期間をいい、当該期間が2以上あるときは、これらの期間を合

をした期間の2分の1に相当する期間を除算する。

5～11 [略]

算した期間。)が1箇月以下である者を除く。)に係る条例第2条第2項に規定する在職期間の算定については、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を除算する。

5～11 [略]

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

告 示

神戸市告示第433号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年10月11日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	指定年月日
おかだファミリークリニック	神戸市東灘区魚崎中町2丁目1番32号	令和4年8月1日
神戸市医師会 北部休日急病診療所	神戸市北区山田町下谷上字池ノ内4番1	令和3年4月1日

神戸市告示第434号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年10月11日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	変更年月日
(新) たなか小児科アレルギー科	神戸市西区伊川谷町有瀬池林709番1	令和4年10月1日
(旧) 医療法人社団はしだ小児科		
(新) そうごう薬局 神戸岡本店	神戸市東灘区岡本1丁目8番6号	令和4年8月1日
(旧) アサヒ薬局岡本店		

神戸市告示第435号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年10月11日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	廃止年月日
吉田クリニック	神戸市長田区御屋敷通3丁目1番34号	令和4年8月24日
医療法人社団ちはらクリニック	神戸市北区甲栄台1丁目2番10号	令和4年5月31日
チャイルド・ケモ・クリニック	神戸市中央区港島中町8丁目5番3号	令和4年3月30日
永末歯科医院	神戸市東灘区本山中町1丁目13番21号	平成30年12月28日

神戸市告示第436号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年10月11日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新) たなか小児科アレルギー科 (旧) 医療法人社団はしだ小児科	神戸市西区伊川谷町有瀬池林709番1	医療法人社団三方会	神戸市西区伊川谷町有瀬池林709番1	令和4年10月1日	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導

(新) そうご う薬局 神戸 岡本店 (旧) アサヒ 薬局岡本店	神戸市東灘区 岡本1丁目8 番6号	総合メディカ ル株式会社	福岡県福岡市 中央区天神2丁 目14番8号	令和4年8 月1日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
ケアプランセ ンタースリー ル	(新) 神戸市 灘区桜口町5 丁目1番1号 (旧) 神戸市 灘区鹿ノ下通 1丁目2番4 号	株式会社ヒナ コーポレーシ ョン	神戸市灘区備後 町5丁目3番1 号	令和4年1 月26日	居宅介護支援
(新) SOM POケア 神 戸居宅介護支 援 (旧)メッセー ジケアプラン センター神戸 新長田	神戸市長田区 大橋町4丁目 1番10号	SOMPOケ ア株式会社	東京都品川区東 品川4丁目12番 8号	令和4年9 月1日	居宅介護支援

神戸市告示第437号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年10月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
訪問マッサージエ ガオプラス	石井 純子	神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18 号	令和4年8月19日

神戸市告示第438号

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号。以下「市営住宅条例」という。）第74条の規定により、神戸市営住宅及び神戸市厚生年金住宅の指定管理者となった日本管財株式会社が、市営住宅条例第68条第1項の規定により、その収入として収受する神戸市営住宅の駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、市営住宅条例第68条第2項の規定により承認をしたので、市営住宅条例第68条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月11日

神戸市長 久元喜造

1 利用料金の額

改良住宅の共同施設として設置された駐車場の利用料金

改良住宅の名称	駐車場の名称	利用料金月額
神戸市営下山手住宅	神戸市営住宅下山手駐車場	17,000円

2 施行日

令和4年11月1日

神戸市告示第439号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5の規定により、新たに生じた土地を確認しその旨を次のとおり告示する。

令和4年10月11日

神戸市 代表者

神戸市長 久元喜造

1 新たに生じた土地を確認する区域

兵庫区中之島1丁目21番地、22番地及び99番地の1に接する無番地に存する岸壁敷並びに同区中之島1丁目122番地及び122番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区築地町28番地及び33番地に接する無番地に存する物揚場敷の地先公有水面埋立地

2 新たに生じた土地の面積

19,861.68平方メートル

神戸市告示第440号

新たに生じた土地の確認に伴い、次のとおり町の名称を画し、町の区域の変更をするので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

令和4年10月11日

神戸市長 久元喜造

1 町の名称を画する土地およびその名称

新たに画する土地	町の名称
兵庫区中之島1丁目21番地、22番地及び99番地の1に接する無番地に存する岸壁敷並びに同区中之島1丁目122番地及び122番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区築地町28番地及び33番地に接する無番地に存する物揚場敷の地先公有水面埋立地 19,861.68平方メートル	兵庫区中之島1丁目

2 町の区域の変更

変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称	備考
別図1	別図2	

3 実施する期日

令和4年10月11日



別図2

兵庫区

中之島
1丁目

凡例

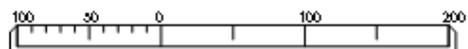


: 変更後の区域



○○○○: 変更後の名称

縮尺 1 : 5000



神戸市告示第441号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定により、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法を次のとおり告示する。

令和4年10月11日

神戸市 代表者
神戸市長 久元喜造

- 1 実施する区域
兵庫区中之島1丁目の一部（別図のとおり）
- 2 実施する期日
令和4年10月11日
- 3 住居表示の方法
街区方式



神戸市告示第442号

次のとおり街区の区域を変更するので、神戸市住居表示条例（昭和40年3月条例第25号）第2条の規定により告示する。

令和4年10月11日

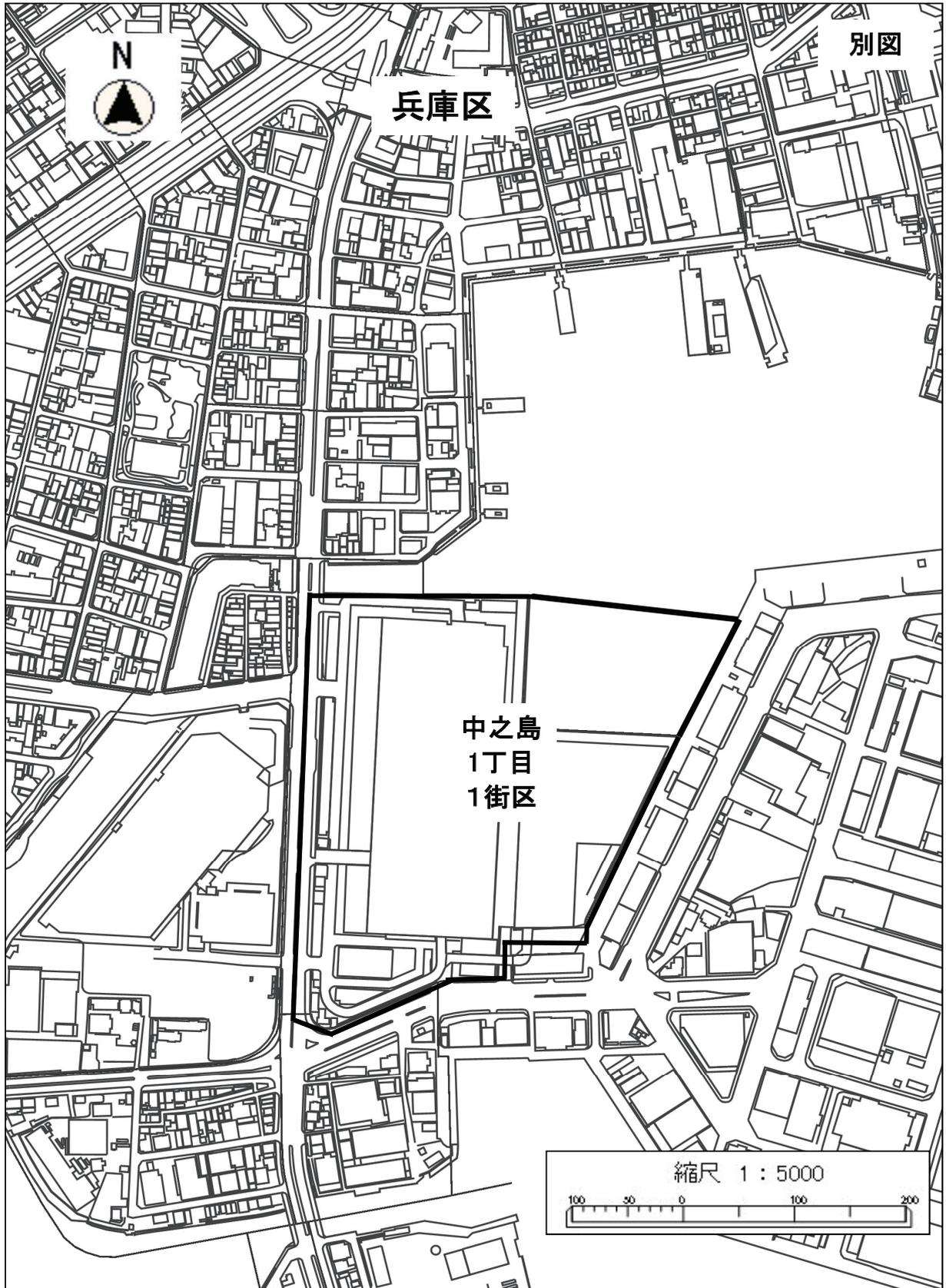
神戸市長 久元喜造

1 街区の区域の変更

兵庫区中之島1丁目1街区を、別図に示すとおり変更する。

2 実施する期日

令和4年10月11日



神戸市告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年10月12日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年10月25日まで一般の縦覧に供する。

令和4年10月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	兵庫南50号線	神戸市兵庫区七宮町1丁目5番9地先から	新	267.1	最大 8.10 最小 7.90
		神戸市兵庫区七宮町1丁目5番9地先まで	旧	267.1	最大 8.10 最小 7.90

神戸市告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年10月12日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年10月25日まで一般の縦覧に供する。

令和4年10月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	住吉村合併13号線	神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目6番40地先から	新	283.80	最大 4.00 最小 3.40
		神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目6番40地先まで	旧	283.80	最大 4.00 最小 3.00
市道	住吉村合併14号線	神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目6番39地先から	新	566.00	最大 23.50 最小 11.50
		神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目6番39地先まで	旧	566.00	最大 21.00 最小 8.00

公 告

神戸市公告第201号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年9月27日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項**(1) 件名及び数量**

神戸市学校給食費収納管理システムに係る開発及び保守運用業務 一式

(2) 履行場所

神戸市教育委員会事務局、落札者の事務所及び神戸市のデータセンター内

(3) 契約期間及び履行期間

- ・開発に係る期間は、契約締結日から納品検査日（令和6年3月31日まで）まで。
- ・運用保守に係る期間は、システム運用開始日（令和6年4月1日）から令和11年3月31日まで。（債務負担行為に基づく複数年契約）

(4) 調達内容

調達内容の詳細については入札説明書等（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）を参照してください。

(5) 入札方法

紙による入札とします。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価落札方式一般競争入札」という。）を行います。

総合評価は、技術点（調達仕様書等で要求する機能等の評価）と価格点（調達に係る入札金額の評価）の合計によるものとします。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格は、以下の(1)から(6)までの要件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 令和4年度及び令和5年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札参加資格確認申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 政令指定都市、中核市、特別区において給食費管理システムを導入した実績を持つこと、もしくはこれと同等の能力を有すると認める実績を持つ者。実績は元請に限る。共同企業

体の場合は、構築・運用の業務において中心的な役割を果たした者に限る。

- (5) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同企業体（対象業務を共同して行うことを目的として5社以内の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までには共同企業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係るすべての責任を負う。共同企業体の構成員は上記(1)(2)(3)の要件をすべて満たす必要があり、上記(4)はいずれか1つ以上の構成員が満たす必要がある。また、共同企業体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は単独で参加することはできない。なお、共同企業体の代表者及び構成員は、共同企業体の結成に関する届出書を作成し、提出すること。
- (6) 業務の一部を再委託（再々委託を含む。）する場合は、提案書に再委託を行う業務の内容及び委託予定先を記載し、契約時に本市の承認を求めること。ただし、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託、及び三階層以上の再委託については認めない。なお、本市が再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや、再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはない。

3 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

4 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和4年9月27日（火）から令和4年10月7日（金）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号（郵便番号650-0044）

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局学校支援部健康教育課 公会計化担当（電話番号078-984-0698）

(3) 交付方法

無償で電子メールにて交付する。件名に「神戸市学校給食費収納管理システム入札参加申込関係書類希望」と記載して、Eメールにて下記のEメールアドレス宛てに連絡すること。

Eメールアドレス edu-kyushoku@office.city.kobe.lg.jp

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間、提出方法及び提出場所

入札に参加しようとする者は入札説明書で定める入札参加資格審査申請を行うものとします。

(1) 提出期間

令和4年9月27日（火）から令和4年10月11日（火）必着（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

下記提出場所へ書留等追跡確認ができる方法にて、郵送すること。

また、提出場所へ持参する場合は事前に電話連絡をすること。

(3) 提出場所

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号（郵便番号650-0044）

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局学校支援部健康教育課 公会計化担当（電話番号078-984-0698）

6 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号（郵便番号650-0044）

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局学校支援部健康教育課 公会計化担当（電話番号078-984-0698）

7 入札書等の提出期間、提出方法及び提出場所

(1) 提出期間

令和4年11月1日（火）から令和4年11月7日（月）必着（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

下記提出場所へ書留等追跡確認ができる方法にて、郵送すること。

また、提出場所へ持参する場合は事前に電話連絡をすること。

提出書類及び提出期間等の詳細は入札説明書による。同一の事業者（関連事業者を含む。）が複数の提案をすることは認められません。

(3) 提出場所

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号（郵便番号650-0044）

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局学校支援部健康教育課 公会計化担当（電話番号078-984-0698）

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年12月12日（月）午後3時

(2) 場所

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号（郵便番号650-0044）

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局

9 入札参加資格・入札説明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

質問がある場合は、質問書により電子メールで提出してください。電話、来訪などによる口頭での質問は受けません。質問受付締切り後は、調達仕様書の内容その他入札に影響を与える質問には一切回答しません。なお、本市の回答は入札説明書等を補足する効力を持つものとしします。

ア 入札参加資格及び入札説明書（落札者決定基準に関するものを除く。）に関する質問

令和4年10月7日（金）午後5時まで

イ 調達仕様書及び落札者決定基準等に関する質問

令和4年10月11日（火）午後5時まで

(2) 質問回答の方法

ア 入札参加資格及び入札説明書（落札者決定基準に関するものを除く。）に関する質問
質問受付後、随時質問者に回答します。

イ 調達仕様書及び落札者決定基準等に関する質問

事業者が特定できる情報を除いた要旨とそれに対する本市の回答をその時点での応札
予定者（入札説明書等を受け取った者または入札参加資格審査申請を行った者）全員に
令和4年10月25日（火）までに一斉回答します。

10 入札の無効

次の各号のいずれに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書及び提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額、その他主要な事項の記載が本市の要求する追加資料を以てしても確認し
難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一つの入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札参加者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
- (7) 入札参加者の資格がない者が入札したとき。
- (8) 本市が指定した様式以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具により入札書に
記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

11 落札者決定基準

入札金額及び提案内容をもとに価格点及び技術点を算出し、その合計点を総合評価点とし
て、最も高い者を落札者とする。

(1) 評価項目と配点

	調達仕様等にて要求している要件の実現性、実現方法等を評価する。 (配点内訳)	750点
	【提案書】	<u>235点</u>
技術点	1. 提案者の理解	10点
	2. システム設計・開発の方針・方法と機能要件の実現	46点
	3. 作業実施体制及び各工程の成果物	30点
	4. 保守運用業務	30点
	5. システムを使用した運用業務	26点
	6. その他留意事項	4点
	7. その他	89点

	【機能実現証明書】	515点
	1. 共通機能	182点
	2. 管理者機能	131点
	3. 利用登録者機能	202点
価格点		250点
合計評価点		1000点

(2) 技術点により不合格となる条件

次の各要件のうちの1つ以上にあてはまる場合は、価格点の開札をせずに不合格とします。

ア 提案書に関する得点が94点以上かつ、機能実現証明書に関する得点が206点以上を満たさない場合

イ 提案書及び機能実現証明書における評価項目のうち、必須項目と設定されているものについて、0点のものが1つ以上ある場合

(3) 落札者の決定基準

ア 入札金額が、本市が定める上限の範囲内の入札者のうち、入札説明書等に定めるところにより算出された技術点と価格点の合計点が最も高いものを落札者とします。

イ アによる最高得点者が複数ある場合は、そのうち技術点が最も高い者を落札者とします。さらに技術点の最高得点者も複数ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市の職員にくじを引かせて落札者を決定します。

12 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

14 Summary

(1) Contract Content : School lunch payment system 1 set

(2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00P.M. Oct 11, 2022.

(3) Deadline for submitting bids : 5:00P.M. Nov 7, 2022.

(4) A contact point where tender documents are available : Health Education Division, School Education Support Department, Board of Education Secretariat, Kobe City Hall, 1 1-3-3 Higashikawasaki-cho, Chuo-ku, Kobe 650-0044, Japan. TEL 078-984-0698

神戸市公告第205号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条

第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年9月29日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	神出町北	芝垣内	70番1	120㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する。

神戸市公告第211号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年10月11日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区美賀多台1丁目1番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区赤坂2-9-11
伊藤忠都市開発株式会社
代表取締役 松典男
- 3 許可番号
令和2年10月9日 第7070号
(変更許可 令和4年9月6日 第1494号)

神戸市公告第212号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年10月11日から4月以内に、神戸市に

対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年10月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジング・デザイン・センター神戸

神戸市中央区東川崎町1丁目2番2号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
日本プライムリアルティ投資 法人	東京都中央区八重洲1丁目9番9号	執行役員 金子 博人

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
日本プライムリアルティ投資 法人	東京都中央区八重洲1丁目4番16号	執行役員 城崎 好浩

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社大塚家具	東京都江東区有明3丁目6番11号	代表取締役 大塚勝久
クリナップ株式会社	東京都荒川区西日暮里6丁目22番22号	代表取締役 井上 強一
株式会社インテリックス	和歌山県和歌山市新通2丁目48番1号	代表取締役 木村 明人
株式会社インテリアート ア フロス	奈良県生駒市辻町399番11号	代表取締役 井上 佳典
株式会社富士	兵庫県西宮市弓場町8番3号	代表取締役 森下 大
株式会社創美	東京都府中市美好町3丁目20番1号	代表取締役 酒井 隆

株式会社アイリスプラザ	宮城県仙台市青葉区五橋2丁目12番1号	代表取締役 大山 健太郎
有限会社カントリーハウス	奈良県奈良市針町3848番1号	代表取締役 阿部 享志

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	代表取締役 上野 善紀
株式会社インテリックス	和歌山県和歌山市里174番地の1	代表取締役 木村 明人
株式会社富士	兵庫県西宮市弓場町8番3号	代表取締役 森下 大
株式会社 MoblerJapan	大阪市西区南堀江2丁目4番13号	代表取締役 リン・ジェレン・ ジュリアン

3 変更の年月日及び変更する理由

2(1)については、令和1年9月5日

2(2)については、令和4年5月2日

4 変更する理由

2(1)については、代表者・所在地変更のため

2(2)については、小売業者・社名変更のため

4 届出年月日

令和4年6月24日

5 縦覧期間

令和4年10月11日から令和5年2月10日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第213号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活

動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年10月11日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年10月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

須磨パティオ

神戸市須磨区中落合2丁目2番

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社OMこうべ	神戸市中央区港島中町6丁目9番1	代表取締役 岩橋 哲哉
株式会社大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場2丁目18番11号	代表取締役 澤田 太郎
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	代表取締役 大山 一也

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社こうべ未来都市機構	神戸市中央区港島中町6丁目9番1	代表取締役 山平 晃嗣
株式会社大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場2丁目18番11号	代表取締役 澤田 太郎
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	代表取締役 大山 一也

3 変更の年月日

代表者変更については令和4年4月19日、商号変更については令和4年5月1日。

4 変更する理由

商号変更及び代表者変更のため。

4 届出年月日

令和4年7月6日

5 縦覧期間

令和4年10月11日から令和5年2月10日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

水 道 局

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年9月28日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第10号

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程（昭和63年3月水道管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																
<p style="text-align: center;">（組織）</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2 ブロック委員会は、次に掲げる委員（以下「ブロックの委員」という。）をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>構成する事業所等の担当部長</u></p> <p style="text-align: center;">別表第1 ブロック安全衛生委員会</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%;">委員会</td> <td style="width: 30%;">構成する職場安全</td> <td style="width: 10%;">担当</td> <td style="width: 10%;">委員</td> </tr> <tr> <td>の名称</td> <td style="text-align: center;">衛生委員会</td> <td style="text-align: center;">課</td> <td style="text-align: center;">長</td> </tr> <tr> <td>水道管</td> <td>東部水道管理事務</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>理事務</td> <td>所安全衛生委員会</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	委員会	構成する職場安全	担当	委員	の名称	衛生委員会	課	長	水道管	東部水道管理事務	〔略〕	〔略〕	理事務	所安全衛生委員会			<p style="text-align: center;">（組織）</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2 ブロック委員会は、次に掲げる委員（以下「ブロックの委員」という。）をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">別表第1 ブロック安全衛生委員会</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%;">委員会</td> <td style="width: 30%;">構成する職場安全</td> <td style="width: 10%;">担当</td> <td style="width: 10%;">委員</td> </tr> <tr> <td>の名称</td> <td style="text-align: center;">衛生委員会</td> <td style="text-align: center;">課</td> <td style="text-align: center;">長</td> </tr> <tr> <td>センタ</td> <td>東部センター安全</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>ープロ</td> <td>衛生委員会</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	委員会	構成する職場安全	担当	委員	の名称	衛生委員会	課	長	センタ	東部センター安全	〔略〕	〔略〕	ープロ	衛生委員会		
委員会	構成する職場安全	担当	委員																														
の名称	衛生委員会	課	長																														
水道管	東部水道管理事務	〔略〕	〔略〕																														
理事務	所安全衛生委員会																																
委員会	構成する職場安全	担当	委員																														
の名称	衛生委員会	課	長																														
センタ	東部センター安全	〔略〕	〔略〕																														
ープロ	衛生委員会																																

所プロ	北部水道管理事務所		
ック安	所安全衛生委員会		
全衛生	西部水道管理事務所		
委員会	所安全衛生委員会		
[略]	[略]	[略]	[略]

ック安	中部センター安全		
全衛生	衛生委員会		
委員会	北センター安全衛		
	生委員会		
	西部センター安全		
	衛生委員会		
	垂水センター安全		
	衛生委員会		
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2 職場安全衛生委員会

別表第2 職場安全衛生委員会

委員会の名称	構成する事業所等	委員長
東部水道管理事務所安全衛生委員会	東部水道管理事務所	所属長
北部水道管理事務所安全衛生委員会	北部水道管理事務所	所属長

委員会の名称	構成する事業所等	委員長
東部センター安全衛生委員会	東部センター	所属長
中部センター安全衛生委員会	中部センター	所属長
北センター安全衛生委員会	北センター	所属長

西部水道管理事務所安全衛生委員会	西部水道管理事務所	所属長
[略]	[略]	[略]

備考 [略]

西部センター安全衛生委員会	西部センター	所属長
垂水センター安全衛生委員会	垂水センター	所属長
[略]	[略]	[略]

備考 [略]

附 則

この管理規程は、令和4年10月1日から施行する。

管理職手当の支給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年9月29日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道管理規程第11号

管理職手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月水道管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
職	支給額	支給区分	職	支給額	支給区分
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
課長、担当課長、 <u>水道管理事務所</u> 長（管理者が定める者を除く）、浄水統括事務所長（管理者が定める者を除く）、水質試験所長	[略]	[略]	課長、担当課長、 <u>センター</u> 所長（管理者が定める者を除く）、浄水統括事務所長（管理者が定める者を除く）、水質試験所長	[略]	[略]
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

この管理規程は、令和4年10月1日から施行する。

神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年9月29日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第12号

神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程等の一部を改正する規程

(神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程(昭和41年12月水道管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 基準日に地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)</p> <p>第2条第1項の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員(以下「育児休業職員」</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 基準日に地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)</p> <p>第2条第1項の規定により育児休業をしている職員(以下「育児休業職員」という。)である者(育児休業</p>

という。)である者のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(昭和33年3月神戸市水道管理規程第12号)第6条に規定する休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、同項の規定により育児休業をしていた期間以外の期間を含む。)がある職員に係る第2項に規定する在職期間の算定については、育児休業職員として在職した期間の2分の1の期間を除算する。

(1) 第8項に規定する育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から神戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第71号。以下「育児休業条例」という。)第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下

の承認に係る期間(次項に規定する育児休業の承認に係る期間をいい、当該期間が2以上あるときは、これらの期間を合算した期間。)が1箇月以下である者を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(昭和33年3月神戸市水道管理規程第12号)第6条に規定する休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、同項の規定により育児休業をしていた期間以外の期間を含む。)がある職員に係る第2項に規定する在職期間の算定については、育児休業職員として在職した期間の2分の1の期間を除算する。

である育児休業

(2) 第8項に規定する育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

8～12 [略]

8～12 [略]

（水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部改正）

第2条 水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和33年3月水道管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（休暇）	（休暇）
第6条 [略]	第6条 [略]
2 休暇は、1日を単位として与える。 ただし、次に掲げる休暇については、 それぞれ当該各号に定める日、時間	2 休暇は、1日を単位として与える。 ただし、次に掲げる休暇については、 それぞれ当該各号に定める日、時間

又は分を単位として与えることができる。

(1) 年次有給休暇、特別休暇のうち
出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1
日、半日、1時間又は45分

(2) 特別休暇のうち夏期休暇及び社会
貢献活動休暇 1日又は半日

(3) [略]

3 前項ただし書の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分未満の者については、休暇は、年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇については、1日、1時間又は45分（1日の勤務時間が4時間45分未満の者については、1日又は1時間）、特別休暇のうち出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇を除いたものについては1日、介護時間については15分を単位として与える。

4、5 [略]

又は分を単位として与えることができる。

(1) 年次有給休暇、特別休暇のうち
出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇
1日、半日、1時間又は45分

(2) 特別休暇のうち出産補助休暇、育児参加休暇、夏期休暇及び社会
貢献活動休暇 1日又は半日

(3) [略]

3 前項ただし書の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分未満の者については、休暇は、年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇については、1日、1時間又は45分（1日の勤務時間が4時間45分未満の者については、1日又は1時間）、特別休暇のうち出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇を除いたものについては1日、介護時間については15分を単位として与える。

4、5 [略]

<p>(育児参加休暇)</p> <p>第12条の4 男性職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する男性職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、願い出により、5日の育児参加休暇を与える。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(育児参加休暇)</p> <p>第12条の4 男性職員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する男性職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、願い出により、5日の育児参加休暇を与える。</p> <p>2 [略]</p>
---	---

(水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第3条 水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年3月水道管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休暇の単位)	(休暇の単位)
第9条 休暇の単位は、1日を単位と	第9条 休暇の単位は、1日を単位と

して与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。

(1) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、半日、1時間又は45分

(2) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、1時間又は45分

(3) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の特別休暇のうち夏季休暇 1日又は半日

(4)、(5) [略]

2 [略]

(育児参加休暇)

第16条の3 育児参加休暇は男性の会計年度任用職員の配偶者が出産する

して与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。

(1) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、半日、1時間又は45分

(2) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、1時間又は45分

(3) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の特別休暇のうち出産補助休暇、育児参加休暇及び夏季休暇 1日又は半日

(4)、(5) [略]

2 [略]

(育児参加休暇)

第16条の3 育児参加休暇は男性の会計年度任用職員の配偶者が出産する

場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する男性の会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、願い出により与え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1年間の勤務日の日数に応じて、別表第3のとおりとする。

場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する男性の会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、願い出により与え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1年間の勤務日の日数に応じて、別表第3のとおりとする。

附 則

この管理規程は、令和4年10月1日から施行する。

神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年9月29日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道管理規程第13号

神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程
 神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程(平成4年4月15日水道管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児休業の承認の請求)</p> <p>第2条 育児休業の承認の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 請求に係る子について既に<u>2回</u>育児休業をしたことがある場合は、その期間及び神戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第71号。以下「条例」という。)第3条各号に掲げる特別の事情</p>	<p>(育児休業の承認の請求)</p> <p>第2条 育児休業の承認の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 請求に係る子について既に育児休業をしたことがある場合は、その期間及び神戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第71号。以下「条例」という。)第3条各号に掲げる特別の事情</p>

(5) 非常勤職員が条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は条例第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合(請求する育児休業の期間の初日の前日において当該非常勤職員の配偶者が地方等育児休業をしている場合に限る。)にあっては、当該非常勤職員の配偶者の氏名及び当該配偶者がする地方等育児休業の期間

(6) [略]

2 [略]

(1歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合)

第2条の3 条例第2条の3第3号ウの任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園にお

(5) 非常勤職員が条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は条例第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合には、当該非常勤職員の配偶者の氏名及び当該配偶者がする地方等育児休業の期間

(6) [略]

2 [略]

(1歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合)

第2条の3 条例第2条の3第3号イの任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園にお

ける保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実

ける保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実

上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であって、当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ [略]

(1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合)

第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第3号の任命権者が定める場合について準用する。この場合において、前条中「条例第2条の3第3号ウ」とあるのは「条例第2条の4第3号」と、「1歳到達日後」とあるのは「1歳6か月到達日後」と読み替えるものとする。

上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であって、当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ [略]

(1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合)

第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第2号の任命権者が定める場合について準用する。この場合において、前条中「条例第2条の3第3号イ」とあるのは「条例第2条の4第2号」と、「1歳到達日後」とあるのは「1歳6か月到達日後」と読み替えるものとする。

(育児休業に係る計画書の記載事項等)

第3条 条例第3条第5号に規定する計画書には、請求者の育児休業に係る計画を記載しなければならない。

2 育児休業の期間中において育児休業に係る計画に変更があったときは、その旨を水道事業管理者(以下「管理者」という。)に届け出なけ

第3条 [略]

(育児休業の承認の失効等に伴う届出)

第4条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を水道事業管理者(以下、管理者という。)に届け出なければならない。

(1)～(4) [略]

第5条、第6条 [略]

(育児短時間勤務に係る計画書の記載事項等)

第7条 条例第8条第6号に規定する計画書には、請求者の育児短時間勤務に係る計画を記載しなければならない。

2 育児短時間勤務の期間中において育児短時間勤務に係る計画に変更があったときは、その旨を管理者に届け出なければならない。

第8条 [略]

(育児短時間勤務の承認の失効等に伴う届出)

第9条 第4条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

第10条、第11条 [略]

なければならない。

第4条 [略]

(育児休業の承認の失効等に伴う届出)

第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1)～(4) [略]

第6条、第7条 [略]

(育児短時間勤務に係る計画書の記載事項等)

第8条 第3条の規定は、条例第8条第6号の規定による育児短時間勤務に係る子を養育するための計画の申出について準用する。

第9条 [略]

(育児短時間勤務の承認の失効等に伴う届出)

第10条 第5条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

第11条、第12条 [略]

(部分休業の承認の失効等に伴う届出)

第12条 第4条の規定は、部分休業について準用する。

第13条 [略]

(部分休業の承認の失効等に伴う届出)

第13条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

第14条 [略]

附 則

この管理規程は、令和4年10月1日から施行する。

人事委員会

採用試験（選考）案内

令和4年度神戸市育児休業代替任期付職員

採用予定日 令和5年3月1日以降随時

第一次試験 令和4年12月11日（日）

受付期間 令和4年10月18日（火）～令和4年11月15日（火）正午

問い合わせ先 神戸市総合コールセンター 電話：(078) 333-3330

採用試験案内

令和4年度神戸市会計年度任用職員（特定事務）

採用予定日 令和5年4月1日

第一次試験 令和4年12月11日（日）

受付期間 令和4年10月18日（火）～令和4年11月15日（火）正午

問い合わせ先 神戸市総合コールセンター 電話：(078) 333-3330

監 査 委 員**監査公表第5号**

令和4年10月7日

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

監 査 公 表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により下記の内容について別紙のとおりその結果に関する報告を公表します。

記**監査報告第5号 令和4年度工事定期監査及び出資団体工事監査(1)**

危機管理室、健康局、環境局、建設局、都市局

建築住宅局、港湾局、水道局、交通局

(公財) 神戸市公園緑化協会、(一財) 神戸住環境整備公社

(株) こうべ未来都市機構、雲井通5丁目再開発(株)

(株) 神戸ウォーターフロント開発機構

(地独) 神戸市民病院機構、(公大) 神戸市看護大学